

保管の概要を記載した書類（積替えのための保管）

保管の理由	佐賀市及び近隣市町の工事現場で発生した産業廃棄物を自ら〇〇の自社処理工場まで運搬する、及び収集運搬業者に委託して処分業者まで運搬するまでの間保管しておくため。								
取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）ごとの保管計画									
産業廃棄物の種類 *1、*2	性状	面積 (m ²)	屋外 屋内 の別	保管容器 (種類・個数)	保管上限*3 (t 又は m ³)	最大積 上げ高 さ*4 (m)	計画搬出量 (t/月又は m ³ /月)	搬出量から 算出した保 管上限*5 (t 又は m ³)	予定運搬先の名称 及び所在地
廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物)	板状	10	屋外	フレキシブル コンテナバッ グ6枚	6 m ³	—	30 m ³ /月	7 m ³	(財)佐賀県環境保全事業団 佐賀市出雲崎町大字稲川 宇池ノ尻 884
廃プラスチック類	固形状	20	屋外	フレキシブル コンテナバッ グ10枚	10 m ³	—	50 m ³ /月	11.6 m ³	自社処理工場 佐賀市豊町 3-3-2, 4-2
木くず	柱状 板状	50	屋外	なし	26 m ³	1.25	120 m ³ /月	28 m ³	エコニャン(株) 佐賀市春日山町 3-8-34
金属くず	板状	20	屋外	フレキシブル コンテナバッ グ10枚	10 m ³	—	50 m ³ /月	11.6 m ³	自社処理工場 佐賀市豊町 3-3-2, 4-2
がれき類 (アスファルト破片)	固形状	100	屋外	なし	83.3 m ³	2.5	1000 m ³ /月	233.3 m ³	エコニャン(株) 佐賀市春日山町 3-8-34 及び 自社処理工場 佐賀市豊町 3-3-2, 4-2
がれき類 (アスファルト破片)	固形状	150	屋外	なし	145.8 m ³	2.5			
<p>*1 当該産業廃棄物が石綿含有産業廃棄物である場合は、その旨を記載すること。</p> <p>*2 同じ種類の産業廃棄物を保管場所内で2か所に分けて保管する場合は、2行に分けて記載すること。この場合、計画搬出量欄及び搬出量から算出した保管上限欄は、1行にすること。</p> <p>*3 保管上限は、搬出量から算出した保管上限*5以内となっていること。</p> <p>*4 屋外で容器を用いずに保管する場合は、最大積上げ高さを記載すること。</p> <p>*5 計画搬出量の7日分として算出した量（計画搬出量÷30×7）を記載すること。</p>									

保管の概要を記載した書類（処分等のための保管）

処理施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類並びに数量	破砕処理施設（廃プラスチック類、金属くず） 1基、破砕処理施設（アスファルト破片） 2基								
取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）ごとの保管計画									
産業廃棄物の種類*1	処分前 処分後 の別	性状	面積 (m ²)	屋外 屋内 の別	保管容器 (種類・個数)	保管上限*2 (t 又は m ³)	最大積 上げ高 さ*3 (m)	処理施設の 処理能力 (t/日又は m ³ /日)	処理能力か ら算出した 保管上限*4 (t 又は m ³)
廃プラスチック類	処分前	固形状	24	屋外	フレキシブル コンテナバッ グ23枚	23 m ³	—	2.5 m ³ /日	35 m ³
廃プラスチック類	処分後	固形状	48	屋外	フレキシブル コンテナバッ グ59枚	—	—	—	—
金属くず	処分前	板状	24	屋外	フレキシブル コンテナバッ グ23枚	23 m ³	—	1.8 m ³ /日	25.2 m ³
金属くず	処分後	固形状	48	屋外	フレキシブル コンテナバッ グ59枚	—	—	—	—
がれき類 (アスファルト破片)	処分前	固形状	300	屋外	なし	421.8 m ³	3.75	3.2 m ³ /日 ×2基	448 m ³
がれき類 (アスファルト破片)	処分後	固形状	500	屋外	なし	—	4	—	—
<p>*1 同じ種類の産業廃棄物を保管場所内で2か所に分けて保管する場合は、2行に分けて記載すること。この場合、処分前の保管にあつては、処理施設の処理能力欄及び処理能力から算出した保管上限欄は、1行にすること。</p> <p>*2 保管上限は、処理能力から算出した保管上限*4以内となっていること。ただし、保管する産業廃棄物が当該処分後のものである場合、本欄は記載不要。</p> <p>*3 屋外で容器を用いずに保管する場合は、最大積上げ高さを記載すること。</p> <p>*4 処理能力の14日分として算出した量を記載すること。ただし、木くず、コンクリート破片又はアスファルト破片であつて、分別されたものを再生するための保管の場合は、木くず又はコンクリート破片は処理能力の28日分、アスファルト破片は処理能力の70日分として算出した量を記載すること。なお、保管する産業廃棄物が当該処分後のものである場合、本欄は記載不要。</p>									